

臨時的任用職員の募集について

札幌法務局では、下記のとおり産休職員の代替職員として、臨時的任用職員を募集します。

記

1 業務内容

- (1) 不動産登記申請書の受付・調査・入力業務
- (2) 不動産登記の申請に関する案内業務（電話又は対面）
- (3) パソコンを使用したデータ入力・確認・修正業務
- (4) 文書、図書類の管理
- (5) その他職員の提示する業務

2 採用予定人数

1名

3 勤務期間

令和8年5月1日～令和8年7月30日（予定）

4 勤務場所

札幌法務局民事行政部不動産登記部門
札幌市北区北8条西2丁目1番1

5 給与

月額195,800円～（採用前の学歴及び職歴によって決定）

その他諸手当あり（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等）

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当については、採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始します。

※ 通勤手当は、通勤距離2キロメートル以上から支給

6 採用形態、身分等

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の規定に基づき、常勤の国家公務員として採用

（注）国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

7 勤務時間

原則 午前8時30分～午後5時15分

(休憩時間60分を含む。)

8 勤務日、休暇

月曜日から金曜日まで(祝日及び年末・年始を除く。)

年次休暇・特別休暇等あり

9 保険等

健康保険については法務省共済組合に加入し、年金については厚生年金に加入。

10 応募資格

(1) 不動産登記の実務経験が10年以上あること。

(2) パソコン操作(ワード、エクセル等)ができること。

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

11 応募方法

下記連絡先まで、履歴書(顔写真貼付)、職務経歴書及び作文(各1通)を令和8年3月23日(月)正午まで必着で送付又は持参してください。

なお、作文のテーマは「活気ある職場づくりのために心掛けるべきこと」とします。適宜の様式に800字程度記載してください。

12 選考方法

(1) 書類選考の上、面接試験を実施します(書類選考不合格者に対しては、書類でその旨を通知します。あわせて、提出していただいた履歴書、職務経歴書及び作文を返却します。)

(2) 書類選考合格者に対しては、別途、面接試験の日時等を連絡します。

13 連絡先

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎

札幌法務局職員課人事係 担当：北島

TEL 011-709-2311（内線2116）

14 その他

履歴書については、市販の様式で構いませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報、採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。